地方消費者行政の現状分析

(概要版)

平成22年7月 消費者庁

(1)相談の窓口

~全自治体(1,837)のうち、相談の窓口がないのは413~

平成21年4月1日時点

			1 //	十五71 I 日时////
	都道府県	政令指定都市	市区町村	合計
自治体数	4 7	1 8	1, 772	1, 837
消費生活に関する相談の窓口 を設置している自治体数	4 7	1 8	1, 359	1, 424
うち、「消費生活センター」 設置自治体数	4 7	1 8	3 4 9	414
相談窓口未設置自治体数	_	_	4 1 3	413
「消費生活センター」数	1 2 3	2 6	3 5 2	5 0 1
【参考】昨年度基準の 「消費生活センター」数	1 4 5	2 7	4 2 6	598
【参考】昨年度基準の 「消費生活センター」数 (平成 20 年 4 月 1 日時点)	1 4 8	2 0	4 1 8	586

本文図表 I 一① (1頁)

(注)「消費者安全法」で規定する、①週4日以上開所、①消費生活相談員等の配置、③電子情報処理組織その他の設備(PIO-NET)を配備、を満たす「消費生活センター」。昨年度までの調査では、週4日以上開所を「消費生活センター」としていた。

(2)消費者行政担当職員、消費生活相談員

~消費生活相談員は2,800人、担当職員は5,190人~

平成21年4月1日時点、人

			平成 21 平	4月1日时息、八
	都道府県	政令指定都市	市区町村	合計
自治体数	4 7	1 8	1, 772	1, 837
消費者行政担当職員数	1, 062	2 3 7	3, 891	5, 190
うち、専任職員数	796	2 2 2	476	1, 494
うち、兼務職員数	266	1 5	3, 415	3, 696
消費生活相談員数	7 1 4	2 4 7	1, 839	2, 800
うち、資格相当保有者	5 4 0	2 3 5	1, 365	2, 140
うち、資格相当未保有者	174	1 2	474	660

本文図表 II 一① (18頁)

(3)消費生活相談員

①消費生活相談員の位置付け

	定数内 (常勤職員)	定数外 (非常勤職員)	法人委託	個人委託
相談員数(人)	7 5 人	2, 120人	4 4 8 人	157人
	(2.7%)	(75.7%)	(16. 0%)	(5.6%)

本文図表Ⅲ-1-① (44頁)

②非常勤の相談員の雇用期間の更新回数制限の有無

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
制限有(%)	18.3%	31.8%	12.1%	14.2%
制限無(%)	81.7%	68.2%	87.9%	85.8%

本文図表Ⅲ-2-⑦(55頁)

③非常勤の相談員の更新可能回数

	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
平均更新回数 (回)	5. 5	6. 5	3. 0	4. 9

本文図表Ⅲ-2-⑧ (55頁)

4 報酬額(日額、7時間勤務換算。法人委託、個人委託を含む)

1日7時間換算/円

都道府県	政令市	市	区	町	村
9, 432	10,827	10, 428	15, 528	10, 299	9, 346

本文図表Ⅲ-2-③(52頁)

(4)消費者行政予算

~減少が続いてきた消費者行政予算が平成21年度は増加に~

単位:億円

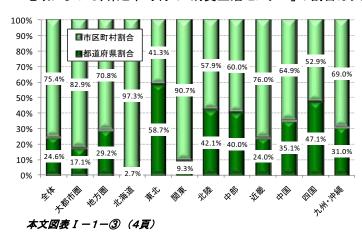
	狭義	の消費者行政	予算	広義の消費者行政予算		
	平成20年度	平成 21 年度	前年度差	平成 20 年度	平成 21 年度	前年度差
	(最終予算)	(当初予算)	削牛及左	(最終予算)	(当初予算)	削牛及左
都道府県	42.3	45.6	3. 3	57.1	61.4	4. 3
政令指定都市	15.5	16.1	0.6	20.2	21.7	1. 5
市区町村	43.0	45.3	2. 3	45.6	48.1	2. 5
総計	100.8	107.0	6. 2	122.9	131.1	8. 3

本文図表 V-1-① (70頁)

消費生活センター、相談窓口

(1)「消費生活センター」の地域別設置状況(全自治体)

~地域によって、県と市町村の「消費生活センター」の割合は大きな差~



(2)「消費生活センター」の人口規模別設置状況(市区町村)

~人口3万人未満で設置率は1ケタ~



本文図表 I - 1 - ⑥ (6頁)

(備考)

消費生活センター設置率:「消費生活センター設置自治体数」:「自治体数」(人口規模別)

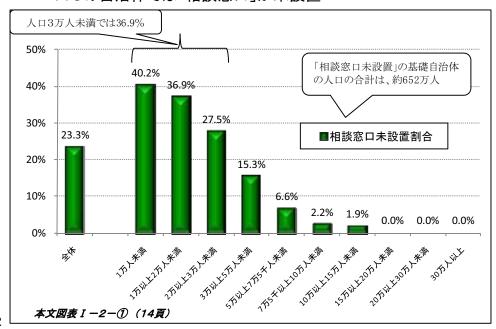
(3)「相談窓口」未設置自治体の地域別状況(市区町村)

~東北、中部、四国で未設置割合が相対的に高い~



「相談窓口」未設置自治体の人口規模別状況(市区町村)

~413の自治体では「相談窓口」が未設置~



消費者行政担当部署‧職員

(1) 専管部署の設置状況(都道府県・政令指定都市)

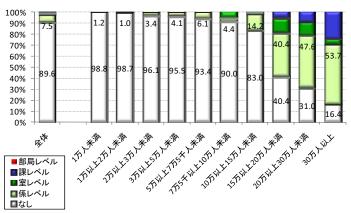
~都道府県でも専管「課」以上を設置している割合は約4分の1に止まる~

	なし	係	室	課	部局
都道府県	1	2 8	6	1 1	1
政令指定都市	0	6	0	1 2	0

本文図表IV-1-(1) (64頁)

(2) 専管部署の設置状況(政令市除く市区町村)

~小規模な自治体では、専管部署はほとんど設置されていない~

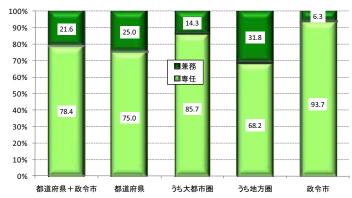


本文図表IV-1-② (65頁)

(3)消費者行政担当職員の専任・兼務状況

(都道府県・政令指定都市)

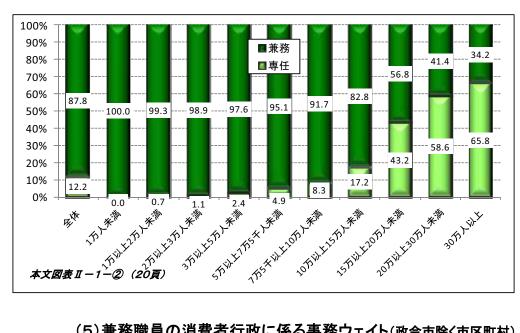
~都道府県では約7割5分、政令市では9割強が専任職員~



本文図表Ⅱ-1-① (19頁)

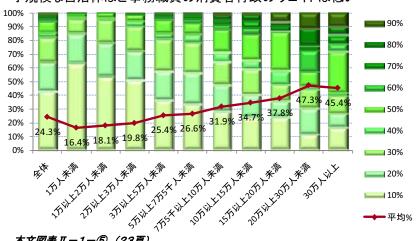
「専任職員」の配置状況(政令市除く市区町村)

~人口5万人未満では専任職員の割合は5%を下回る~



(5)兼務職員の消費者行政に係る事務ウェイト(政令市除く市区町村)

~小規模な自治体ほど事務職員の消費者行政のウェイトは低い~



3

本文図表Ⅱ-1-⑤ (23頁)

消費生活相談員(配置・資格)

人口規模別の配置状況(政令市除(市区町村)

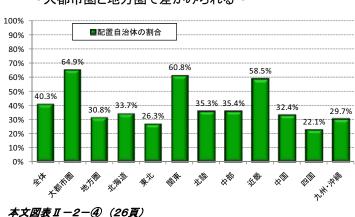
~相談員配置率が5割を超えるのは人口5万人以上~



(備考)相談員配置率:相談員配置自治体数:自治体数(人口規模別)

(2)地域別の配置状況(政令市除く市区町村)

~大都市圏と地方圏で差がみられる~



(3)人口規模別の資格相当保有状況 (政令市除く市区町村)

~人口3万人未満自治体の相談員の保有率は5割を下回る~



(4)地域別の資格相当保有状況(全自治体)

~大都市圏に比べ、地方圏では資格相当保有率が低い~

